

2024年1月16日

各位

株式会社アディック  
代表取締役 加藤和彦  
問合せ先 取締役 加藤雅美  
(Tel. 03-3419-0990)



## 訴訟提起のお知らせ

過日、当社、株式会社アディックは、一般社団法人C I W検査業協会を相手方とし、当社に対する同協会からの除名処分への無効確認と損害賠償を求める訴訟を提起しましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

### 1 裁判の表示

- (1) 訴訟提起日：2023年12月19日
- (2) 係属裁判所：東京地方裁判所（中目黒庁舎）
- (3) 事件番号：令和5年（ワ）第70732号
- (4) 当事者：原告 株式会社アディック  
被告 一般社団法人C I W検査業協会

### 2 訴訟提起に至った経緯等

2020年9月、当社は、韓国国内において製造した建設部材につき、日本国内への受入にあたっての韓国国内での製品検査（超音波探傷検査）を担当することとなりました。

一方、当社が検査した建設部材につき、日本国内での再検査を被告会員の検査会社が担当することとなり、当社が検査合格と判断した検査部位について、欠陥があり検査不合格と判断されました。

しかしながら、同社が欠陥と判断した検査部位につき、当社としては超音波探傷検査上欠陥と混同しやすいものの、実際には欠陥とは異なる「妨害エコー（形状エコー）」を欠陥と誤認されたものであると認識しております。

この点は、ゼネコンの担当者において再検査したところ、やはり欠陥を示すエコーであるかどうかは判然とせず、単に両社の見解の相違として帰結をみたものでした。

しかるに、2022年11月24日、当社は、上記を原因として当社が組織的に不正検査を行っているなどとし、当社が正会員として所属する一般社団法人C I W検査業協会から除名処分を受けました。

しかしながら、この除名処分に際しては、同協会は、措置基準に違反して匿名の告発を受理して手続きを進め、あたかも当社が不正検査をし、そのうえそこに組織性があったとの前提で臨時総会を招集し、事前の書面投票により事実上総会における当社の弁明の機会を奪い、その結果、当社の検査に関する公平かつ公正な審議を全く以て欠いたまま議決に至ったものであり、当社として、到底承服できるものではありません。

そこで当社は、同協会に対し、この除名処分が無効であることの確認に加え、同除名処分により当社が被った損害につきその賠償を求めるべく、訴訟を提起いたしました。

今後、訴訟の経過等、本件について皆様にお知らせすべき事象が生じた場合は適宜公表いたします。

以上